

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年12月4日（平成27年（行個）諮問第193号）

答申日：平成28年8月1日（平成28年度（行個）答申第81号）

事件名：本人が特定会社に採用されたことを証明する選考結果通知の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が平成25年特定月日に特定事業所に採用されたことを証明する選考結果通知」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件開示請求に対し、神奈川県労働局長（以下「処分庁」という。）が平成27年9月1日付け審個開第27-237号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

保有個人情報の開示の実施方法等申出書に「記入名を開示請求しましたが、記入名については、開示できない情報になっているため、聴覚障害者に対する悪質行為であった証拠が必要のため」記入名を開示すべきである。

（2）意見書

審査請求人から平成27年12月22日付けで意見書が当審査会宛て提出された。（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者が平成27年7月24日付けで行った本件対象保有個人情報の開示請求に対し、処分庁が行った原処分を不服として、同年9月18日付けで提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、開示請求者以外であって、特定の個人を識別出来る情報が記載されている法14条2号該当性、及び開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記載されている（同条3号イ該当性）として部分開示した原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 求職者に対する職業紹介業務について

公共職業安定所（以下「安定所」という。）は、職業安定法（昭和22年法律第141号）5条の6に基づき、求職の申し込みを受理しており、また、同法5条の7に基づき、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

また、求人者は、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）4条の2第4項に基づき、安定所から求職者の紹介を受けたときは、当該安定所に、その者を採用したかどうか、及び採用しないときはその理由を速やかに通知するものとされている。求人者から安定所への通知方法は、一般職業紹介業務取扱要領第4部第1の7（2）（ア）に基づき、「選考結果通知」を返送することによって行うことを原則としている。

(2) 本件対象保有個人情報の特定について

雇用（予定）日が平成25年特定月日である特定事業所に係る開示請求者の選考結果通知を本件対象保有個人情報として特定した。

(3) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号

別表に掲げる①の不開示部分には、審査請求人以外の氏名が記載されており、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれている。

当該情報は、法14条2号の開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であって、かつ同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない情報であることから、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イについて

別表に掲げる②の不開示部分には、選考結果後の求人の取扱いに関する特定事業所の希望が記載されており、特定事業所の従業員確保に関する情報その他人事計画に関する内部情報が含まれている。

当該情報は、法人に関する情報であって、開示することにより、当該法人の人材の確保に影響を与える等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「聴覚障害者に対する悪質行為であった証拠が必要の為、記入名を開示すべきである」等と主張している。

しかしながら、上記3(3)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて、開示、不開示の判断をしているものであり、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--|
| ①平成27年12月4日 | 諮問の受理 |
| ②同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同月12日 | 審議 |
| ④同月22日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤平成28年7月28日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、
本件対象保有個人情報の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人本人が平成25年特定月日に特定事業所に採用されたことを証明する選考結果通知に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を維持することが妥当であるとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下、本件対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 記入者名について

当該部分には、当該選考結果通知の記入者の氏が記載されている。当該部分は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすること

が妥当である。

(2) 選考結果後の求人の取扱いについて

当該部分には、選考結果後の求人の取扱いに関する特定事業所の希望が記載されている。これらの情報は、特定事業所の従業員確保に関する情報その他人事計画に関する内部情報が含まれているため、これを公にすると当該特定事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号及び3号イに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同条2号及び3号イに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

文書名	不開示部分	該当条文
選考結果通知	① 記入者名	法 1 4 条 2 号
	② 選考結果後の求人の取扱い	法 1 4 条 3 号イ